

○群馬県住宅供給公社広告掲載に係る取扱要綱

（令和8年9月1日 制定）

（目 的）

第1条 この要綱は、群馬県住宅供給公社（以下「公社」という。）が公社事業及び企業等のPRとして、公社社屋内（社屋内通路・廊下等を含む。）、及び封筒等の印刷物への広告（以下「広告等」という。）の掲載管理及び適正運用に関し必要な事項を定めることにより、適切で有効な活用を図ることを目的とする。

（管理及び運営）

第2条 広告等は、総務課長を管理責任者とし、日常的な管理運用の業務は総務課職員が行う。

（情報更新者）

第3条 広告等の情報を更新できる者は、次に掲げる者とする。

- （1）総務課職員
- （2）その他管理責任者が特に必要と認めた者

（広告等の範囲）

第4条 広告掲載をすることができる広告は、品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、理事長が適当と認めるものについて行うものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- （2）宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- （3）特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- （4）公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、別表1の基準によるもの

（募集）

第5条 広告等の募集は、募集の期間その他必要な事項を、公社ホームページ等により周知するものとする。

（広告等の申込）

第6条 当該広告等掲載を希望するものは、公社が定めた広告掲載申込書（別記様式第1号）を公社に提出しなければならない。

（広告等の掲載可否の決定）

第7条 公社は、前条の規定による申込みがあったときは、この要綱により、広告等の掲載可否等を決定し、当該広告等掲載を希望するものに通知する。

2 公社は、広告等の掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）と広告掲載に関する契約を締結するものとする。

（掲載期間）

第8条 広告等の運用・掲載期間は、原則として年度毎とする。

ただし、協議の上、これを適宜更新することができる。

第4編 管理 （群馬県住宅供給公社 広告掲載に係る取扱要綱）

（規格・料金）

第9条 掲載可能な広告等規格は、基本的に次に掲げるものとし、公社事業PRに関するものを除き、各規格に応じた広告料を徴するものとする。

2 規格、掲載料金は、別途定める。

3 広告主の希望により、複数コマの掲載契約も状況により可能とする。

4 広告主は、広告料を公社が指定する期日までに、納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めた場合には、この限りでない。

5 既納の広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

（広告主の責任負担）

第10条 広告等の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成等に要する費用は、広告主の負担とする。

（掲載場所）

第11条 広告等の掲載場所は、公社社屋等及び封筒等各種印刷物の指定箇所とし、広告主と協議、調整の上これを決定する。

（補 則）

第12条 この要綱に定めのない事項が発生した場合は、管理責任者が検討し処理する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

第4編 管理 （群馬県住宅供給公社 広告掲載に係る取扱要綱）

別表1（第4条関係）

次の各号に定めるものは、広告掲載を行わない。

(1)	投機的商品の広告
(2)	消費者金融の広告
(3)	出資者及び出資金の募集広告
(4)	マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
(5)	債権取り立て、回収等の広告
(6)	暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の広告
(7)	風俗営業及びこれに類似する業種の広告
(8)	公の選挙又は投票の事前運動に関する広告
(9)	興信所等の広告
(10)	個人、団体等の意見広告
(11)	法律に定めのない医療類似行為等の広告
(12)	人権を侵害する恐れのある広告
(13)	他を誹謗、中傷又は排斥する広告
(14)	非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのある広告
(15)	社会的に不適切な広告
(16)	誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な広告
(17)	公社事業の円滑な運営に支障をきたす広告
(18)	広告主の代表者等の写真を含む広告
(19)	その他理事長が掲載を不適切と認める広告